

令和3年9月定例会 経済委員会（事前）

令和3年9月6日（月）

〔委員会の概要 労働委員会関係〕

北島委員長

ただいまから経済委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに、議事に入ります。

これより当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、労働委員会関係の調査を行います。

労働委員会関係の9月定例会提出予定議案はありませんが、この際、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】（資料1）

- 調整事件について
- 個別的労使紛争解決サービスの運用状況について
- 不当労働行為事件について

大塚労働委員会事務局長

この際、3点御報告を申し上げます。

お手元の報告資料1ページを御覧ください。

1の調整事件についてでございますが、新規に申請のあった事件が1件ございます。

調整事件とは、労働組合と使用者の間で発生した労働争議について、両者の自主的な解決が図られるよう、労働委員会において必要な手助けを行うものであります。

この事件につきましては、使用者の業種は医療、福祉で、労働組合から令和3年7月30日に、組合員の懲戒解雇の撤回と職場復帰を求めてあっせんの申請があったもので、現在、円満な解決に向け、あっせんを実施しているところでございます。

続きまして、報告資料の2ページを御覧ください。

2の個別的労使紛争解決サービスの運用状況についてでございます。

個別的とは、労働組合と使用者の紛争ではなく個々の労働者と使用者の紛争でございます。

この表は、個別的労使紛争解決サービスに係る本年4月1日から8月末までの運用状況でございます。

表の一番上の欄、相談の件数は85件となっており、その下の欄、あっせん申請は3件となっております。

それより下の欄はあっせん申請の内訳となっており、申請のありました3件のうち終結したものが1件、現在係属中のものが2件となっております。

終結した1件につきましては打切りとなっており、その終結状況別は相手方の不応諾によるものが1件となっております。

最後に、資料はございませんが、不当労働行為事件について御報告いたします。

2月議会の付託委員会で御報告させていただきました医療、福祉業の事件につしまし

て、申立人から取下書の提出があり、令和3年8月10日をもって事件は終結いたしました。

以上で、報告を終わらせていただきます。

御審議のほど、どうかよろしくお願い申し上げます。

北島委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

増富委員

ただいまの労働委員会の説明に対しまして、少しだけ質問をさせていただきたいと思います。御承知のとおり現在コロナ禍ということで、雇う側そしてまた雇われる側もいろいろ大変な状況だと思うんですが、労働委員会の定義は労働者と使用者との間の争いを解決する専門的な行政機関ということで、無料で非常に重宝されておると聞いております。

今の報告の中、4月以降5か月間で85件の相談があったということなんですが、どのような相談が寄せられたのか、また、新型コロナウイルス感染症関係の相談があったのか、その内容について少し教えていただきたいと思います。

倉橋調整課長

ただいま増富委員から、個別的労使紛争解決サービスにありました労働相談の内容についての御質問を頂きました。

今年度4月1日から8月31日までに労働委員会に寄せられました相談件数につきましては85件ということでございますが、昨年度同じ時期は79件でございまして、少し増加傾向というような状況でございます。85件の労働相談の主な内容を申し上げますと、パワハラ、いじめに関する相談が最も多うございまして21件、次いで退職に関する相談が14件、それから解雇に関する相談が9件と続いております。新型コロナウイルス感染症の関係についてでございますが、85件相談がありましたうち、新型コロナウイルス感染症を起因とします相談は3件でございました。相談の内容につきましては、解雇手当や休業手当それから休暇に関するものといった相談がございました。

増富委員

新型コロナウイルス感染症関係が85件中3件ということで、もっとたくさん相談が寄せられたかなと思ったんですが、非常に少ないことが分かりました。

2番の表の中で、あっせんで終結したものが1件あり、その内容は不応諾ということになっとなんですが、不応諾という言葉はなかなか使い慣れない言葉で、調べてみたんです。労働委員会に当てはめるのであれば、あっせん参加に応じないというような意味だと思うんですが、どのような理由であっせんに参加しないのか、そしてまた逆にあっせんに参加

させるような強制力はあるのか、お伺いしたいと思います。

倉橋調整課長

ただいま、不応諾の理由、それからあっせん制度に強制力はないのかといった御質問を頂いたところでございます。

労働委員会が行いますあっせんにつきましては、労使間で生じております争議について、当事者の間に入って行き詰まりを打開するというような形で、話し合いによって解決を調整する方法で、相手方があっせんに応じた場合に限ってあっせんを進めることができるという制度でございまして、あっせん参加への強制力は持ち合わせてございません。

また、不応諾の理由についてでございますけれども、労働委員会が行っておりますあっせん等の調整作業につきましては、非公開、秘密厳守で手続を進めておりますので、代表的なものということでお答えさせていただけたらと思っております。不応諾の場合によくお聞きするのが、弁護士などの専門家と相談しており、裁判所での解決を望んでいるといった方針を既に決められている場合、あるいは申請者と被申請者との事実認識が非常に異なっているということで、申請者側の主張を聞き入れる余地がないといったような理由がございまして。

なお、被申請者側から不応諾の意思表示がありましても、労働委員会といたしましては、あっせん制度ですとか、あっせんのメリットを丁寧に説明させていただいて、できるだけあっせんに参加いただけるよう努めているところでございます。

増富委員

労働委員会のあっせん、相談は無料で、労働局などの制度に比べまして処理日数が相当早いということで、利用する方にとっては有り難いというのはよく分かったんですが、新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について、8月27日現在集計分の資料を見付けたんです。この表は労働局の聞き取り情報やハローワークに寄せられた相談、報告による集計であるということなんですけれど、この中で徳島県の解雇等見込み労働者数が全国に比べても格段に低いんです。愛媛県は徳島県の約10倍、また香川県は約5倍、解雇等見込み労働者数が多く、徳島県は109人と非常に少ないんですが、これはどういうことなんですか。

倉橋調整課長

今、増富委員がお話しの資料につきましては、厚生労働省が8月27日にプレスリリースした資料かと思えます。各都道府県の労働局あるいはハローワークに寄せられた相談、報告を基に動向を調査したものと伺っております。

それで、今お話のあったように、徳島県は解雇等見込み労働者数が全国で一番少ない状況になっております。先ほど御質問のありました、労働委員会に寄せられる新型コロナウイルス感染症の関係の相談も85件のうち3件と非常に少ない状況でございます。

本県での少ない要因は、労働委員会が直接各種支援施策を実施しているものではないんですけれども、県で助成金をはじめとする各種の支援施策を積極的に実施しているからかなど。あと、やはり本県の経営者の方々が一生懸命労働者の雇用に尽力されていると推測

しております。デルタ株の猛威によりまして、新型コロナウイルス感染症の影響が長続きしておるといふこともありまして、先行きは不透明なところもあります。労働委員会への労働相談がございましたら、労働委員会としての役割をしっかりと果たせるよう取り組んでまいりたいと考えております。

増富委員

本県においては、新型コロナウイルス感染症の対応がいろんな面でうまくいっているという御答弁だったと思うんですが、今デルタ株が非常に猛威を振るっている中、影響は長期化しております。労働委員会としても今後、多分新型コロナウイルス感染症関係の相談が多くなってくることが予想されると思います。引き続き労使間における紛争の解決につながるよう緊張感を持って取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

北島委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、労働委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（10時47分）